

【廃棄物処理法施行令第6条第1項第1号イで定める表示】

産業廃棄物 運搬車

事業者名：

※上記の下線部に氏名（事業者名）を記入して下さい。農廃プラを車両に積載して回収場所まで運搬する際、車両の左右両面の見える位置への貼付けが必要です。